

2019年度

事業報告書

自 2019年4月1日

至 2020年3月31日

一般財団法人 全国競輪選手共済会

事業概要

我が国の景気は、政府が進めてきた経済財政政策の下、一定程度の成長を持続してきた。しかし、2019年度末から全世界に猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大が大きく影響し、外国人観光客の大幅な減少や企業活動の縮小等により実体経済に打撃を与え、消費の落ち込みは顕著にあらわれており、今後、国内景気だけではなく世界経済全体が減速するという懸念が高まりつつある。

また、こうした世界情勢のなか、本年7月に開催を予定していた東京2020オリンピック・パラリンピック大会も1年後に延期することが決定した。

2019年度の競輪界は、年度当初から順調に前年度を上回る車券売上高を持続していたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から2020年2月末よりミッドナイト競輪を含めた全ての開催を無観客開催とし、車券発売をインターネット及び電話投票に限定したことから、3月の車券売上高は大幅に減少した。こうした開催措置が影響したものの、2019年度の総車券売上は対前年度比101.0%となり、僅かながらではあるが前年度を上回る結果となった。

本会事業については、関係団体の支援協力により、本年度も適正円滑な事業の執行に努めた。

給付事業は、落車件数及び負傷の程度に大きく左右されるものであるが、2019年度の落車件数は前年度と比較して減少しているなか、重傷者が増加傾向にあり療養期間が長期化していることから、医療給付及び休養給付はそれぞれ前年度を上回る実績額となった。また、障害給付は重度障害に該当する障害一時金の支給が発生したため、前年度の実績額を上回ることとなったが予算の範囲内での執行となった。なお、前年度に引き続き正会員の死亡はなく、遺族給付の支給はなかった。

貸付事業は、貸金業者として貸金業法に則り事業を執行し、競輪選手の福利厚生に努めた。

A E D普及事業は、日本競輪選手会本部・支部及びJ K A競技実施チームごとにA E D講習会を支援した。また、2019年度は開催期間中にA E Dを使用する事例が発生したが、迅速な対応により一命をとりとめる結果となった。

なお、日本競輪選手会からの受託業務となっている退職給付及び競輪選手年金に関わる支給事務については、本年度も適正円滑に事務処理を行った。

以上が2019年度の主な事業概要であるが、各給付事業及び各会計の収支実績は以下報告のとおりである。

1．本会の主要事業である給付事業については、正会員をはじめ各関係団体の協力により適正円滑に執行されている。

本年度も、過去の給付実績等を勘案した予算の策定を行い、事業を執行したところ、入院を伴う落車負傷が増加し療養期間が長期化している傾向にあることから、医療給付、休養給付は予算額を上回ることとなった。

なお、前年度に引き続き遺族給付の該当者はなかった。

2．競輪選手オリンピック年金事業については、オリンピック競技大会においてメダルを獲得した者に対し、その功績を讃えて退会後に年金を支給するもので、本年度は受給者2名に対し年金の支給を行った。

また、競技種目を自転車競技トラック種目に限定し、入賞時期を正会員の資格がある間においてメダルを獲得した者とする規程改正を行った。

3．育英金事業については、重度障害者及び死亡した正会員の子弟に対して学費等を補助するもので、幼稚園から高等学校または高等専門学校までの子弟を対象に育英年金及び育英一時金を支給し、これら家族の生活の安定と子弟の修学意欲の増進を図った。

なお、近年の金融情勢は低金利傾向にあり受取利息だけでは予定運用益が見込めないことから、本年度の不足財源については一般会計から繰入れて執行した。

4．貸付事業については、一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付があるが、特に一般貸付においては正会員の37.7%が利用するなど有効に活用され、また返済金も順調に回収されるなど概ね計画通り実施された。

また、貸付事業については、貸金業法に基づき適正な事業を執行できる体制を整え、選手への福利厚生の一環として事業の執行に努めた。

5．A E D（自動体外式除細動器）普及事業については、本会の公益目的支出計画に掲げる実施事業としており、緊急救命時の対応として全競輪場及び主に選手が利用する自転車競技場等にA E Dを設置し保守管理を行っている。

本年度も日本競輪選手会本部主催の新人教育訓練等における選手を対象とした実技講習

に加え、選手会支部及びJKA現場担当職員を対象としたAEDの操作方法等の講習会の支援を行った。さらに、AEDを設置している競輪場については開催毎の点検確認の報告を受けるとともに、本会職員を逐次競輪場に派遣し、AEDの設置状況の確認及び管理状況についてその実態把握に努めた。

6．その他の関連事業として、本会が事務局となっている退職選手職業指導委員会の設立趣旨である選手の再雇用等については、退職選手の雇用促進の一助とするべく、退職選手の就業状況を調査するとともに、本会ホームページ上において雇用に積極的な企業の情報提供に努めた。

なお、福利厚生施設ラフォーレ倶楽部については本年度も選手及び関係者を対象に活用された。

7．各会計における収支実績について

一般会計

事業活動収入の部は、助成金収入10億8,571万余円、事業収入1,763万余円、入会金及び雑収入合わせて105万余円、基本財産運用収入及び特定資産運用収入1万余円、競輪選手オリンピック年金特別会計からの繰入金収入7千余円、罹災貸付金回収収入37万円、特別罹災貸付金回収収入70万円の合計11億549万余円となった。

事業活動支出の部は、事業費支出8億1,571万余円、管理費支出に8,337万余円、障害年金特別会計及び育英金特別会計への繰入金支出として他会計への繰入金支出1億2,266万余円、合計10億2,174万余円となった。

一方、投資活動支出の部は、退職給付引当資産取得支出948万余円となった。

したがって、事業活動収入と投資活動収入を合わせた収入総合計11億549万余円となり、事業活動支出と投資活動支出を合わせた支出総合計10億3,122万余円で当期収支差額は7,426万余円、前期繰越収支差額31億7,973万余円と合わせた次期繰越収支差額は32億5,399万余円となった。

障害年金特別会計

事業活動収入の部は、一般会計繰入金収入1億1,630万円及び特定資産利息収入等52万

余円、合計 1 億1,682万余円となった。

事業活動支出の部は年金受給者25名に対し、7,302万余円を支出し、事業活動収支差額は4,379万余円となった。

投資活動収支の部は、特定資産取得支出として障害年金積立資産取得支出4,379万余円となった。

競輪選手オリンピック年金特別会計

事業活動収入の部は、特定資産利息収入等の7千余円となった。

事業活動支出の部は、受給者 2 名に対し168万円を支出し、一般会計への繰入金支出 7千余円との合計168万 7千余円となり、事業活動収支差額は168万円の不足となった。

不足分については、競輪選手オリンピック年金基金資産取崩し収入の168万 7千余円と競輪選手オリンピック年金基金資産取得支出の 7千余円の投資活動収支差額168万円を充当した。

育英金特別会計

事業活動収入の部は、一般会計繰入金収入636万余円及び特定資産利息収入 2 万余円の合計638万余円となった。

事業活動支出の部は、育英年金20名、608万余円及び育英一時金 2 名、30万円、合計638万余円を支出した。

一般貸付特別会計

事業活動収入の部は、貸付金回収収入 9 億4,934万余円及び受取利息収入4,624万余円、合計 9 億9,558万余円となった。

事業活動支出の部は、長期貸付金支出 6 億2,639万円、支払利息支出2,786万余円、諸会費支出51万余円、合計 6 億5,476万余円となり、事業活動収支差額は 3 億4,082万余円となった。

財務活動収支の部は、借入金収入 6 億5,476万余円、借入金返済支出 9 億9,603万余円となり、財務活動収支差額は 3 億4,127万余円となり、同額を借入金返済に充てた。

事業活動収支差額と財務活動収支差額を合わせた当期収支差額の44万余円の不足につ

いては、前期繰越収支差額593万余円を充当し、次期繰越収支差額は548万余円となった。

なお、事業の詳細については、次のとおりである。

1. 給付事業

本会の給付事業は、選手に対する災害補償として、医療給付、休養給付、傷病見舞金給付、障害給付、遺族給付等の給付事業を行っている。これらの給付は関係団体の支援協力により執行されており、給付内容を十分精査し、適正円滑な給付の処理に努めることが求められる。

本年度の共済事業費については、7億4,214万円を計上し執行したところ、6億9,499万余円の支出となり、予算の範囲内で執行することができた。

落車件数の動向としては、落車事故の発生が2,100件と前年度に比べ10.0%減少し、落車発生頻度も11.14レースに1件の割合となり1.21ポイント改善されたことにより、開催地における傷病見舞金の支給件数及び支給金額も減少する結果となっている。ただし、競走中の落車等により診断日数31日以上を負傷者の発生が414件と前年度に比べ6.7%増加している状況が見られた。

このような状況から、医療・休養・障害給付については前年度に比べ増加する結果となり、特に休養給付及び障害給付については、1年以上療養を必要とする重傷者の発生や、その中からさらに重度障害の該当により共済事業費全体としては前年度対比13.5%の増加となった。

なお、各給付の具体的な執行状況は次のとおりである。

(1) 医療給付

医療給付は、参加中7,700件1億5,270万円、参加外250件620万円、合計7,950件1億5,890万円を予算計上し事業を執行したところ、参加中の実績額は8,987件1億6,329万余円、参加外の実績額は271件708万余円となり、合計9,258件1億7,038万余円となり、予算に対し1,308件1,148万余円の支出増となった。

近年の医療費については、医療技術・医療機器・薬剤の高度化等により国民医療費が増加傾向にあるなか、2019年10月からの消費税の引き上げにより、保険診療費における診療報酬プラス改定、保険外診療費（選定医療費、入院中の用品、診断書料、差額室料等）の

料金改定が行われた。

このような医療制度を取り巻く環境の変化の中、競輪選手の落車負傷に対する支給額も年々増加しており、本年度の医療給付実績額は前年度対比6.6%増となっている。特に急性期の診療を要する参加中の開催地扱いにおいては入院診療の増加等により、支給件数4,698件（前年度比26.3%増）、給付額8,374万余円（前年度比20.5%増）と大きな増加を示すものとなった。

医療給付については、今後も開催地扱いの動向や医療保険制度の改革等を見極め対応していくことが必要である。

(2) 休養給付

休養給付は、参加中1,610件 3億6,400万円、参加外110件1,960万円、合計1,720件 3億8,360万円を予算計上し事業を執行したところ、参加中の実績額は1,757件 3億9,698万余円、参加外の実績額は110件1,865万余円となり、合計1,867件 4億1,563万余円となり、予算に対し147件3,203万余円の支出増となった。

落車件数が減少している中、本年度の休養給付実績額は前年度対比9.7%増となっている。この要因については、本年度発生した重傷者に加え、前年度（2018年度）発生した落車負傷により、頭部外傷、脊柱骨折、骨盤骨折や大腿骨骨折等の療養のため休養日数180日以上となった者が16名、その内1年以上の療養者が8名おり、これら症状重篤者の本年度にまたがる継続的な給付が、休養給付の支給件数及び支給金額を増加させる要因の一つとなった。

休養給付の動向としては、症状重篤のため長期療養を要する重傷者の推移を十分に見極め対応していくことが必要である。

(3) 傷病見舞金給付

傷病見舞金給付は、傷病見舞金2,490件1,432万円、緊急措置費460件69万円、合計2,950件1,501万円を予算計上し事業を執行したところ、傷病見舞金の実績額は2,052件1,217万余円、緊急措置費の実績額は737件249万余円、合計2,789件1,466万余円となり、予算に対し161件34万余円の執行残となった。

傷病見舞金の給付内容については、診断日数30日以内に対する傷病見舞金（5千円）の

給付が1,669件834万5千円となり、前年度に比べ268件134万円減少した。診断日数31日以上に対する傷病見舞金（1万円）の給付については、383件383万円となり、前年度に比べ29件29万円増加している。傷病見舞金としては前年度対比7.9%の減少となった。

緊急措置費の給付内容としては、重傷者家族招致に対する旅費及び滞在費として、前年度末の症状重篤者1名と本年度発生した症状重篤者9名の計10名に対し176万余円の支給を行った。また、入院雑費については72万余円の支給を行い、緊急措置費全体として前年度対比48.4%の増加となった。

このように、落車発生頻度の改善が見られる一方で、診断日数31日以上となる負傷者の増加や、症状重篤者に対応する緊急措置費の支給が増加するものとなっており、諸給付の起因となる傷病見舞金給付の動向については、今後も十分に見極め対応していくことが重要である。

(4) 障害給付

障害一時金・障害見舞金

障害一時金・障害見舞金は、参加中242件9,644万円、参加外26件673万円、合計268件1億317万円を予算計上し事業を執行したところ、参加中の実績額261件8,571万円、参加外の実績額27件764万円、合計288件9,335万円となり、予算に対し支給件数については20件の増加となったが支給額については982万円の執行残となった。

参加中の障害給付実績額については、前年度対比62.6%増となっている。支給内容については、総支給件数261件のうち軽度障害である障害見舞金については、第14級の該当が222件、第13級の該当が21件、第12級の該当が15件であった。中程度障害である障害一時金については、第11級の該当が1件、第10級の該当が1件であった。さらに、重度障害となる障害一時金として第1級に該当する障害が1件となり、2014年度以来の該当となった。

参加外の障害給付実績額については、前年度対比52.8%増となっている。支給内容については、総支給件数19件のうち軽度障害である障害見舞金については、第14級の該当が19件、第13級の該当が3件、第12級の該当が4件であった。中度障害である障害一時金の該当については、第11級、第10級の該当はなかったが、第9級の該当が1件であった。

障害給付については、前年度発生した負傷者の障害状態を十分に見極め対応していくことが必要である。

障害年金

障害年金については、前年度末における年金受給者24名に本年度見込まれる該当者2名を加え、合計26名7,992万余円を障害年金特別会計に予算計上し事業を執行した結果、実績額は25名、7,302万余円の支出となった。

(5) 遺族給付

正会員の死亡に係わる遺族給付については、該当者はなかった。

(6) 遺体輸送給付

正会員の死亡に係わる遺体輸送給付については、該当者はなかった。

(7) 障害特別見舞金

障害特別見舞金は、第5級に該当する者2名96万円を予算計上し事業を執行した結果、実績額は2名96万円となり予算の範囲で執行できた。

2019年度共済事業予算・実績原因別給付額一覧表

付表 1

給付	原因別	予算対比		予 算			実 績			増 () 減		
		件数	金額	件 数	金 額	1 件当たり金額	件 数	金 額	1 件当たり金額	件 数	金 額	1 件当たり金額
医 療 給 付	参 加 中	7,700	152,700,000	19,831	8,987	163,294,099	18,170	1,287	10,594,099	1,661		
	参 加 外	250	6,200,000	24,800	271	7,088,766	26,158	21	888,766	1,358		
	計	7,950	158,900,000	19,987	9,258	170,382,865	18,404	1,308	11,482,865	1,584		
休 養 給 付	参 加 中	1,610	364,000,000	226,087	1,757	396,981,000	225,943	147	32,981,000	144		
	参 加 外	110	19,600,000	178,182	110	18,651,000	169,555	0	949,000	8,627		
	計	1,720	383,600,000	223,023	1,867	415,632,000	222,620	147	32,032,000	403		
傷病見舞金給付	見舞金	参加中	2,490	14,320,000	5,751	2,051	12,170,000	5,934	439	2,150,000	183	
		参加外				1	5,000	5,000	1	5,000	5,000	
		小 計	2,490	14,320,000	5,751	2,052	12,175,000	5,933	438	2,145,000	182	
	緊急措置費	参加中	460	690,000	1,500	737	2,491,261	3,380	277	1,801,261	1,880	
		参加外				0	0					
		小 計	460	690,000	1,500	737	2,491,261	3,380	277	1,801,261	1,880	
計	2,950	15,010,000	5,088	2,789	14,666,261	5,259	161	343,739	170			
障 害 給 付	参 加 中	242	96,440,000	398,512	261	85,710,000	328,391	19	10,730,000	70,122		
	参 加 外	26	6,730,000	258,846	27	7,640,000	282,963	1	910,000	24,117		
	計	268	103,170,000	384,963	288	93,350,000	324,132	20	9,820,000	60,831		
遺 族 給 付	正会員	参加中			0	0						
		参加外	4	80,000,000	20,000,000	0	0		4	80,000,000	20,000,000	
		小 計	4	80,000,000	20,000,000	0	0		4	80,000,000	20,000,000	
遺 体 輸 送 給 付	参 加 中				0	0						
	参 加 外	1	500,000	500,000	0	0		1	500,000	500,000		
	計	1	500,000	500,000	0	0		1	500,000	500,000		
障 害 特 別 見 舞 金		2	960,000	480,000	2	960,000	480,000	0	0	0		
合 計	参 加 中	12,503	628,630,000	50,278	13,794	661,126,360	47,929	1,291	32,496,360	2,350		
	参 加 外	392	113,510,000	289,566	410	33,864,766	82,597	18	79,645,234	206,969		
	計	12,895	742,140,000	57,553	14,204	694,991,126	48,929	1,309	47,148,874	8,623		
障 害 年 金		26	76,925,000	2,958,654	25	73,024,200	2,920,968	1	3,900,800	37,686		
競輪選手オリンピック年金		2	1,680,000	840,000	2	1,680,000	840,000	0	0	0		
育 英 金	育 英 年 金	23	7,320,000	318,261	20	6,085,000	304,250	3	1,235,000	14,011		
	育 英 一 時 金	(4)	500,000	125,000	(2)	300,000	150,000	(2)	200,000	25,000		
	計	29	7,820,000	269,655	20	6,385,000	319,250	9	1,435,000	49,595		
総 合 計		12,952	828,565,000	63,972	14,251	776,080,326	54,458	1,299	52,484,674	9,514		

注 1. 障害年金・競輪選手オリンピック年金・育英金は特別会計である。
 2. () 内は件数に算入しない。